



食安監発０８３１第１号

平成２４年８月３１日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長



野生キノコの放射性物質検査等について

標記については、「野生キノコの放射性物質検査等について」（平成 23 年 8 月 31 日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）により野生キノコのモニタリング検査の強化並びに消費者及び食品等関係事業者に対する採取の自粛等の注意喚起や情報提供をお願いしたところです。

本年においても、複数県の一部地域において基準値を超える野生キノコが確認されています。

今後、野生キノコの本格的な発生時期、秋の行楽シーズンを迎えることから、改めて、上記通知を踏まえ、キノコの産地である自治体においては、野生キノコのモニタリング検査を強化するとともに、消費者及び食品等関係事業者に対し、状況に応じて採取の自粛等の注意喚起を行うとともに、検査結果や出荷制限等の情報を適切に提供されるようお願いします。

なお、林野庁において別添のとおり、17 都県特用林産担当課長あて通知を発出するとともに、「野生きのこの採取にあたっての留意点」を林野庁ホームページで公表しているので参考としてください。

また、併せて、毒キノコによる食中毒の防止のための情報提供についても特段の御配慮をお願いします。

事 務 連 絡
平成 24 年 8 月 31 日

各

青森県、岩手県、
宮城県、山形県、
秋田県、福島県、
茨城県、栃木県、
群馬県、埼玉県、
千葉県、東京都、
神奈川県、新潟県、
山梨県、長野県、
静岡県

特用林産担当課長 殿

林野庁経営課特用林産対策室長

野生きのこ採取者に対する注意喚起及びモニタリング検査の強化について

平素から、安全な特用林産物の安定供給にあたり、食品中の放射性物質のモニタリング検査の実施、出荷管理及び生産者等への指導等について、特段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

野生きのこの採取者の安全を確保するため、「野生きのこの種類毎の検査」（平成 24 年 7 月 4 日付け林野庁経営課特用林産対策室長）及び「野生きのこ採取者に関する注意喚起」（平成 24 年 7 月 10 日付け林野庁経営課特用林産対策室長）を发出し、関係都県に対し、モニタリング検査の強化、採取者への周知徹底をお願いしたところです。

また、関係都県においては、野生きのこのモニタリング計画に基づき鋭意検査を実施していただいているところです。

こうした中、野生きのこのモニタリング検査において、基準値を超えるものや一部地域では高濃度の放射性物質が検出されました。

については、野生きのこの本格的な発生時期を迎えることから、関係都県においては、上記の事務連絡を踏まえ、野生きのこのモニタリング検査を強化するほか、採取者に対して安全が確認されていない地域での採取を控えていただくよう注意喚起するとともに、消費者、市場関係者に対し検査結果や出荷制限等の情報発信を適切に提供していただきますよう、再度お願い申し上げます。

<担当>

林野庁経営課特用林産対策室

TEL:03-6744-2289 FAX:03-3502-8085

- ・板垣 靖 (yasusi_itagaki@nm.maff.go.jp)
- ・牛尾 光 (hikaru_ushio@nm.maff.go.jp)
- ・大山昇二 (syouji_ooyama@nm.maff.go.jp)
- ・中尾光子 (mitsuko_nakao@nm.maff.go.jp)